



那総平第 63 号
平成 28 年 8 月 5 日

各 位

那覇市長 城 間 幹 子



「那覇市パートナーシップ登録」制度へのご理解とご協力について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろより本市政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市では、「LGBTを含む性的マイノリティ」に対する問題を人権の問題と捉え、昨年、「性の多様性を尊重する都市・なは」を宣言しました。（レインボーなは宣言）市民と協働し、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

本年7月8日には、レインボーなは宣言を具体化した施策として、「那覇市パートナーシップ登録」制度を開始しました。この制度は、戸籍上の性別が同一である2人の申請に基づき、パートナーシップの関係にあると認めた場合に登録を行い、登録証明書を交付する取り組みです。

このパートナーシップ登録制度によって、法的な効力が生じるものではありませんが、パートナーシップ証明書があるカップルに対し、家族として認められることで受けられる携帯電話の「家族割」や、航空会社のマイレージ共有など民間サービスでの対応が広がってきたところです。

同性カップルの場合、住まいを借りるなどの困難さや、病院での手続きなど、実生活上で多くの悩みを抱えている現状があります。今回の取り組みが、当事者の方々の精神的な支えとなり、社会的な容認につながればと考えています。

「那覇市パートナーシップ登録」制度の適用については、あくまでも任意によるものとなりますが、同制度の趣旨をお汲み取りいただき、貴協会加盟の各事業所に対し周知くださるよう、ご協力をお願いするものです。

【問い合わせ先】

那覇市総務部平和交流・男女参画課

なは女性センター

電話 098-951-3203 Fax098-951-3204

E-mail s-heidan002@city.naha.lg.jp

附

附錄二 臺中縣
社會科教學資源

4 / 5



國立臺中教育大學

(說明：本冊之內容係由本館與各級學校共同合作完成，特此誌謝！)

國立臺中教育大學社會科教學資源，係由本館與各級學校共同合作完成，特此誌謝！

本館為配合課程目標，特將本館所蒐集之教學資源，分為「自然科學」、「社會科學」、「人文藝術」三大類，並分別彙編成冊，以供教學參考。本館將繼續蒐集、整理、出版各類教學資源，以期能為教學提供更多元、更豐富之資源。

本館之教學資源，係由各級學校教師提供，內容豐富、品質優良，為教學之重要參考。本館將繼續蒐集、整理、出版各類教學資源，以期能為教學提供更多元、更豐富之資源。

本館之教學資源，係由各級學校教師提供，內容豐富、品質優良，為教學之重要參考。本館將繼續蒐集、整理、出版各類教學資源，以期能為教學提供更多元、更豐富之資源。

本館之教學資源，係由各級學校教師提供，內容豐富、品質優良，為教學之重要參考。本館將繼續蒐集、整理、出版各類教學資源，以期能為教學提供更多元、更豐富之資源。

本館之教學資源，係由各級學校教師提供，內容豐富、品質優良，為教學之重要參考。本館將繼續蒐集、整理、出版各類教學資源，以期能為教學提供更多元、更豐富之資源。

本館之教學資源，係由各級學校教師提供，內容豐富、品質優良，為教學之重要參考。本館將繼續蒐集、整理、出版各類教學資源，以期能為教學提供更多元、更豐富之資源。

本館之教學資源，係由各級學校教師提供，內容豐富、品質優良，為教學之重要參考。本館將繼續蒐集、整理、出版各類教學資源，以期能為教學提供更多元、更豐富之資源。

本館之教學資源，係由各級學校教師提供，內容豐富、品質優良，為教學之重要參考。本館將繼續蒐集、整理、出版各類教學資源，以期能為教學提供更多元、更豐富之資源。

本館之教學資源，係由各級學校教師提供，內容豐富、品質優良，為教學之重要參考。本館將繼續蒐集、整理、出版各類教學資源，以期能為教學提供更多元、更豐富之資源。

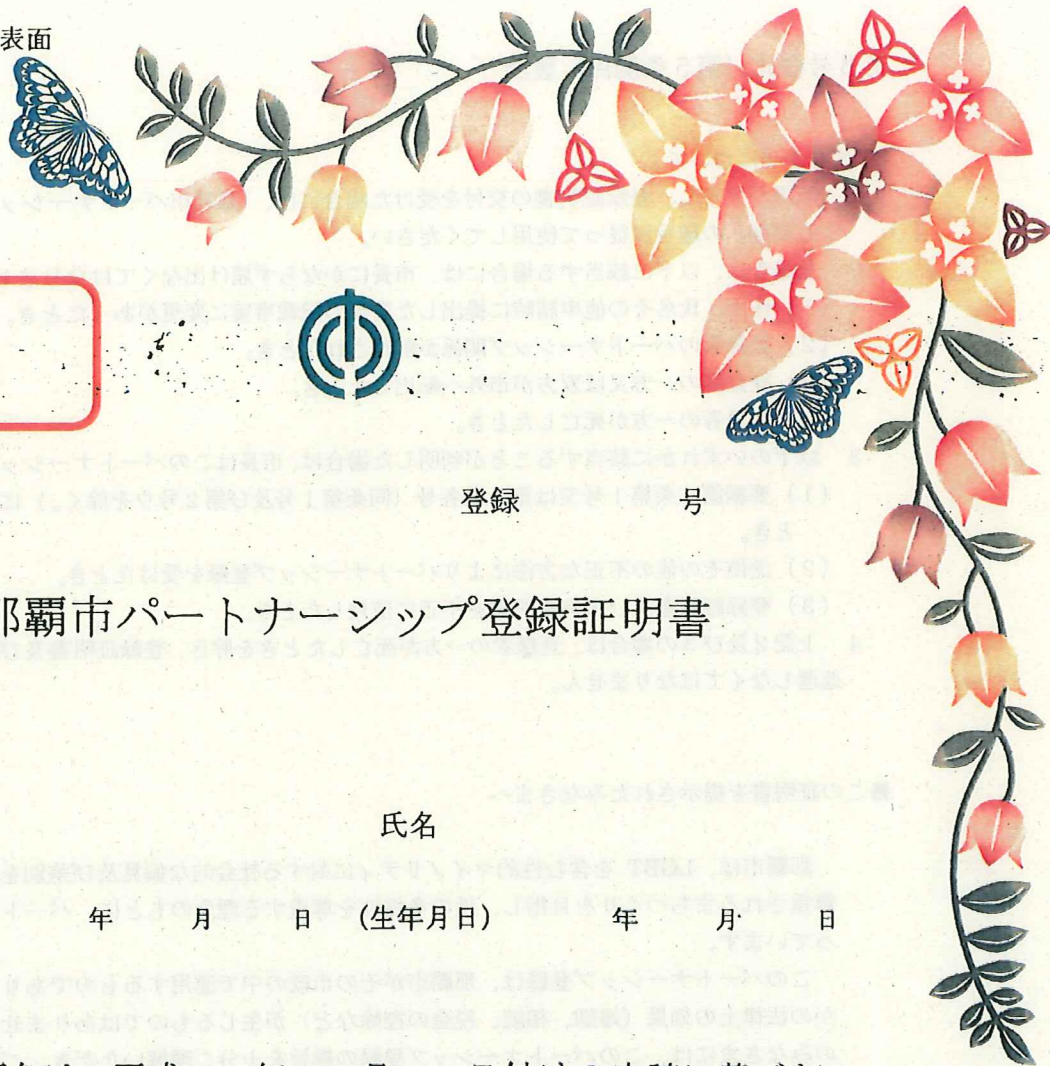
國立臺中教育大學

國立臺中教育大學社會科教學資源

國立臺中教育大學

國立臺中教育大學社會科教學資源

國立臺中教育大學社會科教學資源



見本



登録 号

那覇市パートナーシップ登録証明書

氏名

氏名

(生年月日)

年 月 日

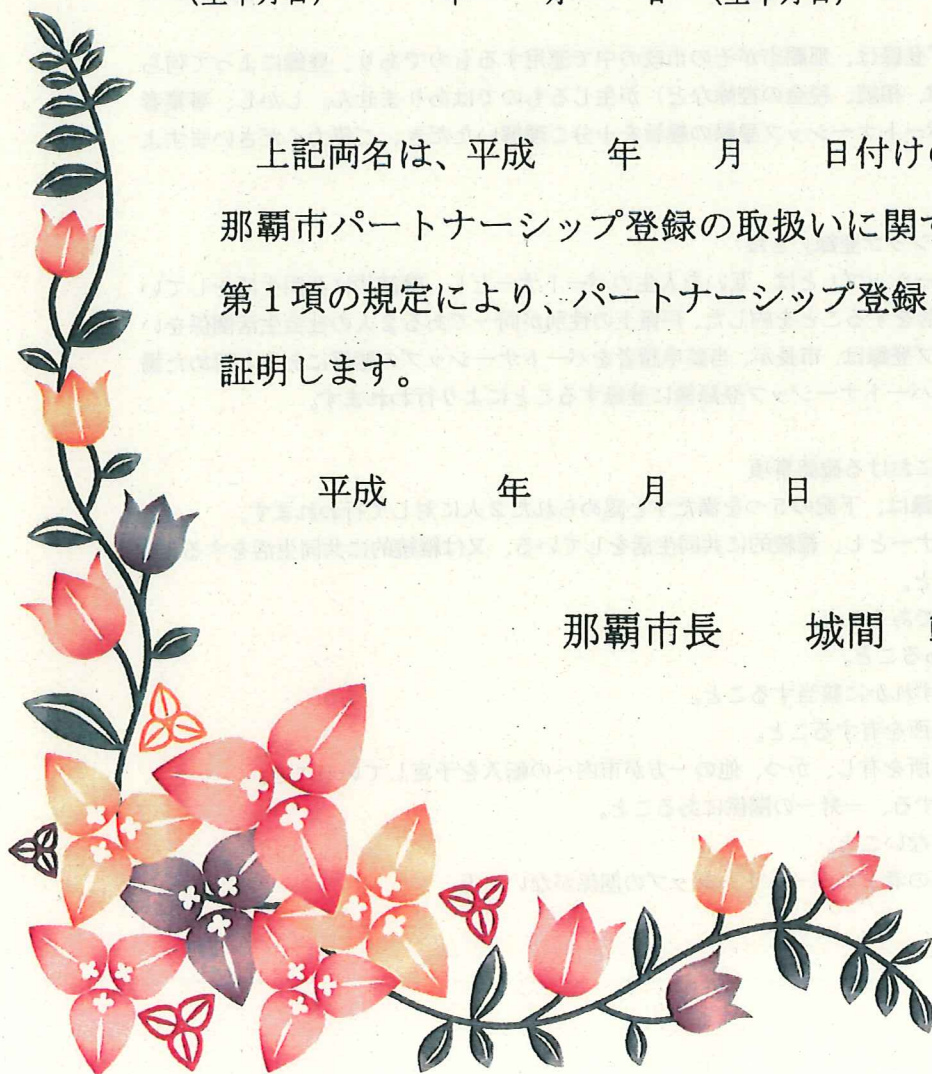
(生年月日)

年 月 日

上記兩名は、平成 年 月 日付けの申請に基づき、
那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第5条
第1項の規定により、パートナーシップ登録を受けたことを
証明します。

平成 年 月 日

那覇市長 城間 幹子



第3号様式（第5条関係）裏面

■ 注意事項について

- 1 登録が完了し、登録証明書の交付を受けた場合には、「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」の趣旨に従って使用してください。
- 2 登録者は、以下に該当する場合には、市長にかならず届け出なくてはなりません。
 - (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
 - (2) 登録者のパートナーシップ関係が解消されたとき。
 - (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 登録者の一方が死亡したとき。
- 3 以下のいずれかに該当することが判明した場合は、市長はこのパートナーシップ登録を削除します。
 - (1) 要綱第2条第1号又は第3条各号（同条第1号及び第2号ウを除く。）に定める要件を欠いたとき。
 - (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
 - (3) 登録証明書及び事実証明書を不正に使用したとき。
- 4 上記2及び3の場合は、登録者の一方が死亡したときを除き、登録証明書及び事実証明書を市長へ返還しなくてはなりません。

■ この証明書を提示されたみなさまへ

那覇市は、LGBTを含む性的マイノリティに対する社会的な偏見及び差別をなくし、個人として尊重されるまちづくりを目指し、性の多様性を尊重する理念のもとに、パートナーシップ登録を行っています。

このパートナーシップ登録は、那覇市がその市政の中で運用するものであり、登録によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。しかし、事業者のみなさまには、このパートナーシップ登録の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 那覇市の「パートナーシップ登録」とは

ここにいう「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活することを約した、戸籍上の性別が同一である2人の社会生活関係にあります。パートナーシップ登録は、市長が、当該申請者をパートナーシップの関係にあると認めた場合に、当該関係についてパートナーシップ登録簿に登録することにより行われます。

2 パートナーシップ登録における確認事項

パートナーシップの登録は、下記の5つを満たすと認められた2人に対して行われます。

- (1) 互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活することを約していること。
- (2) 戸籍上の性別が同一であること。
- (3) 双方が20歳以上であること。
- (4) 住所につき、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
- (5) 次のいずれにも該当する、一対一の関係にあること。
 - ア 現に配偶者がいないこと。
 - イ 現に申請者以外の者とのパートナーシップの関係がないこと。



那覇市パートナーシップ登録に関する事実証明書

	登録者	登録者
氏名		
生年月日		
登録を受けた日		
登録番号		
登録が削除された日		

上記のとおり、「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」に基づくパートナーシップ登録に関する事実について証明します。

平成 年 月 日

那覇市長 城間 幹子

第5号様式（第7条関係）裏面

■ 注意事項について

- 1 登録が完了し、登録証明書の交付を受けた場合には、「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」の趣旨に従って使用してください。
- 2 登録者は、以下に該当する場合には、市長にかならず届け出なくてはなりません。
 - (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
 - (2) 登録者のパートナーシップ関係が解消されたとき。
 - (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 登録者の一方が死亡したとき。
- 3 以下のいずれかに該当することが判明した場合は、市長はこのパートナーシップ登録を削除します。
 - (1) 要綱第2条第1号又は第3条各号（同条第1号及び第2号ウを除く。）に定める要件を欠いたとき。
 - (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
 - (3) 登録証明書及び事実証明書を不正に使用したとき。
- 4 上記2及び3の場合は、登録者の一方が死亡したときを除き、登録証明書及び事実証明書を市長へ返還しなくてはなりません。

■ この証明書を提示されたみなさまへ

那覇市は、LGBTを含む性的マイノリティに対する社会的な偏見及び差別をなくし、個人として尊重されるまちづくりを目指し、性の多様性を尊重する理念のもとに、パートナーシップ登録を行っています。

このパートナーシップ登録は、那覇市がその市政の中で運用するものであり、登録によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。しかし、事業者のみなさまには、このパートナーシップ登録の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 那覇市の「パートナーシップ登録」とは
ここにいう「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活をするを約した、戸籍上の性別が同一である2人の社会生活関係をいいます。パートナーシップ登録は、市長が、当該申請者をパートナーシップの関係にあると認めた場合に、当該関係についてパートナーシップ登録簿に登録することにより行われます。
- 2 パートナーシップ登録における確認事項
パートナーシップの登録は、下記の5つを満たすと認められた2人に対して行われます。
 - (1) 互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活することを約していること。
 - (2) 戸籍上の性別が同一であること。
 - (3) 双方が20歳以上であること。
 - (4) 住所につき、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - (5) 次のいずれにも該当する、一対一の関係にあること。
 - ア 現に配偶者がいないこと。
 - イ 現に申請者以外の者とのパートナーシップの関係がないこと。